

財務省

○農林水産省告示第十号

経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に關し必要な事項を定めたので、平成二十二年十月農林水産省告示第九号の全部を次のとおり改正し、告示する。

財務省
経済産業省

平成二十二年十一月十五日

財務大臣 野田 佳彦

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣 大畠 章宏

目次

第一章 対象事案及び実施期間（第一条・第二条）

第二章 國際的な金融秩序の混乱に関する事案（第三条—第九条）

第三章 災害等に関する事案（第十条—第十三条）

第四章 雜則（第十四条—第十六条）

第一章 対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条 対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一 國際的な金融秩序の混乱に関する事案

二 災害救助法（昭和二十二年法律第二百八十八号）第二条の災害に関する事案

三 内外の金融秩序の混乱又は大規模な灾害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対し、政府を挙げた対策がとられる事案であつて、次に掲げるもの

イ 「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事案

口 建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事案

ハ ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ニ 事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ホ SFCG関連特別相談窓口に関する事案

ヘ 高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事案

ト 新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

チ 口蹄疫(てい)に関する中小企業支援対策特別相談窓口に関する事案

リ 円高等対策特別相談窓口に関する事案

ヌ 日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口に関する事案

ル 株式会社武富士関連特別相談窓口に関する事案

（実施期間）

第二条 実施期間は、平成二十三年三月三十一日までとする。

第二章 國際的な金融秩序の混乱に関する事案

（対象となる者）

第三条 国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係る危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

- 一 行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であつて、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。次条第一号ロにおいて同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は取引金融機関から総与信高の減少等を要求された中小企業者等であつて、中長期的に、資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

- 二 国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であつて、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　国際的な金融秩序の混乱による関連企業の倒産により、一時的に経営に困難を来している中小企業者等であつて、中長期的に、経営が安定することが見込まれるもの

四　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等であつて、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

五　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等（経済成長戦略大綱（平成十八年七月六日財政・経済一体改革会議決定）等における新産業の創出又は活性化を図る事業その他の企業活力の向上に資する事業を実施するものに限る。）であつて、その経営基盤の安定を図ることにより、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるものに対して、出資並びに資金の拠出及び貸付けを行うことを目的とする組合又は事業体（投資事業有限責任組合その他これに準ずる事業体であつて、当該国際的な金融秩序の混乱により、一時的に資金調達に困難を来しており、かつ、当該組合又は事業体が行う出資並びに資金の拠出及び貸付けの適切性及び公正性を確保するための措置

が講じられているものに限る。）

六 國際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を來しているが、中長期的に、その業況の回復又は資金繰りの改善が見込まれる下請事業者、主要取引先その他の関連事業者（以下この条及び第五条第十号において「関連事業者」という。）に対して資金融通を行う大企業（当該大企業に対する危機対応業務に基づく貸付け等は、当該大企業が関連事業者に対して資金融通を行う場合に限り行うものとし、当該大企業には、当該大企業を中心とする企業集団の資金管理をその主たる目的とし、一時的に資金調達に困難を來している金融会社を含むものとする。）

七 國際的な金融秩序の混乱により、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第十五号）第六十六条第一項に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の発行による資金調達に困難を來している信用力のある中堅企業等

八 國際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を來している金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（同条第

一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下「投資法人」という。）であつて、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるものへの資金の供与を目的とする、株式会社日本政策金融公庫

の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年農林水産省令第二号）附則第二項に規定する信託業務を営む金融機関

（利子補給金の支給に関する事項）

第四条 利子補給金の支給（法第十一條第三項に規定する利子補給金の支給をいう。以下同じ。）について
は、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一 利子補給金の支給の対象は、平成二十三年三月三十一日までに行われる貸付けであつて、次に掲げる
ものとする。

イ 前条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする設備資金等に係る特定資金の貸付け

ロ 前条第四号に掲げる者の中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲

げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であつて令第四条第二号ヌに掲げる者をいう。以下同じ。）及び大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）及る特定資金の貸付け（損害担保取引（法第十二条第二項第一号に規定する補てんをいう。以下同じ。）を実施しないものに限る。）

二 利子補給金の利子補給率は、年〇・五パーセントとする。

三 利子補給金の支給期間は、当該利子補給金の支給対象となる特定資金の貸付けの日から二年間とする。（ツーステップ・ローンに関する事項）

第五条 ツーステップ・ローン（法第十二条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一 第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は三億円とし、同

時期に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が実施する金融環境変化対応資金と同条件

（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

二 第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

三 第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、同条第一号及び第二号に掲げる者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、当該特定資金の貸付け等に係る資金をもつて当該指定金融機関の既存の債権（当該指定金融機関が既に行つた特定資金の貸付け等に係る債権及び償還期限が一年未満の債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等を損害担保取引の対象とすることはできないものとする。

四 第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は一億五千万円とし、同時期に公庫が実施する取引企業倒産対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、

制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

五 第三条第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質にかんがみ、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

六 前号に定める特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に行うことができる。

イ 指定金融機関が協働して貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したこと。

ロ 当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であつて、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

七 第五号に定める特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの

極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とす

る消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならぬものとする。

イ 他の金融機関等と既に、又は同時に締結したコミットメント・ライン契約を補完することを目的とし、かつ、当該他の金融機関等が当該コミットメント・ライン契約に基づいて原則として極度額まで貸付け等を行い、又は行つている場合に限り貸付けを行うこととするものであること。

ロ 極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。）は一年を、それぞれ超えないこと。

八 第五号に定める特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適當と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

九 第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、償還期限が五年以上二十年以

以下の貸付けとするものとする。

十 第三条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

十一 第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であつて、公庫からの信用供与に係る金利に指定金融機関の経費率等を上乗せした金利を取得金利の下限とする短期社債、デイーラー経由オークション方式等によるものとする。

十二 第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、償還期限が三年以内の資金の貸付けであつて、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借によるものに限るものとし、当該者に、一時的に資金繰りが悪化している金融商品取引法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である投資法人への資金融通を行わせることを目的として、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合に限り行うことができるものとする。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する投資法人債等の償還（同項に規定する投資法人債等（平成二十一年八月三十一日以後に償還期限が到来するものに限る。）の償還を目的

とした借入金の償還を含む。）の場合

ロ 金融機関の破綻^{たん}等により貸付けが受けられない場合

ハ 投資法人同士の合併に必要となる資金の調達ができない場合

（損害担保取引に関する事項）

第六条 損害担保取引については、第三条第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一 第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して三億円とし、同時期に公庫が実施する金融環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

二 第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して七億二千万円とし、同时期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

三 第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、同条第一号及び第

二号に掲げる者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、当該特定資金の貸付け等に係る資金をもつて当該指定金融機関が同条第一号及び第二号に掲げる者に対して既に行つた損害担保取引に係る特定資金の貸付け等に係る債権（ツーステップ・ローンを原資とする債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等をツーステップ・ローンの対象とすることはできないものとする。

四 第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して一億五千万円とし、同時期に公庫が実施する取引企業倒産対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

五 前四号に定める場合においては、短期貸付けにあつては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあつては平均貸付期間を五年以内とするものとする。

六 第三条第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に定めるところによるものとする。

イ 中堅企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、業況及び資金繰りが

共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるもの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であつて、特定資金の貸付け等の額が二十億円以下の長期運転資金又は設備資金に係るものに限るものとする。

口 大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、国際的な金融秩序の混乱等により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるもの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する長期運転資金又は設備資金に係る特定資金の貸付け等であつて、指定金融機関が損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等又は保証（法第二条第五号に規定する債務の保証のうち、危機対応業務として行うものをいう。以下同じ。）による特定資金の貸付け等の実施ができない状況にある大企業に対するものであつて、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

(1) 地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判

断される企業であること。

(2) 下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

(3) 高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠である企業であること。

(4) 生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

ハ 第二条に規定する実施期間の終了日時点における、口に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補てんの額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。

七 第三条第七号に掲げる者を対象とする貸付け等については、前条第十一号に掲げる特定資金の貸付け等であつて、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

イ 深刻な経済危機等に際して指定金融機関が短期社債の取得のリスク補完を通常の手段で行うこと

困難である場合等であつて、原則として三十億円以上の短期社債の取得であること。

ロ 短期社債の取得に付与した損害担保取引に係る補てんの額の残高が、指定金融機関ごとに、危機対応業務により取得した短期社債の直近の損害担保取引を付与した時点における残高の三割以内であること。

八 第三条第八号に掲げる者に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、当該者の財務内容の状況等を勘案し、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施が困難である場合に限り行うものとする。

2 株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金

財務省

錢の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月農林水産省告示第一号）第四条第二号における主務
経済産業省

大臣が別に定める場合は、対象債権が前項第六号イに規定する中堅企業に係るものである場合とする。

（保証に関する事項）

第七条 第三条第四号に掲げる者の特定資金に係る債務（前条第一項第六号に定めるところにより行う特定

資金の貸付け等に係るものを除く。）の保証については、当該保証債務を履行する際に公庫からの信用供与を受けて行うとしたものを対象に、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第八条 特定資金の貸付け等の限度額については、第三条第四号（第六条第一項第六号イに規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第八号までに掲げる者を対象とする事案については適用されないものとする。

2 株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合は、第三条第四号、第六号及び第七号に掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

（指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項）

第九条 法第十五条の規定に基づく、危機対応円滑化業務実施方針第五条第四号ロにおける主務大臣が特に必要と認める場合は、コミットメント・ライン契約に基づいて行う貸付け及び債務保証契約に基づいて行う保証履行に必要な場合とする。

2 危機対応円滑化業務実施方針第五条第七号における主務大臣が特に必要と認める場合とは、コミットメント・ライン契約に基づいて行う貸付けに必要な場合とする。

第三章 災害等に関する事案

（対象となる者）

第十条 災害等に関する事案に係る危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一 第一条第二号に規定する事案については、指定災害により被害を受けた者

二 第一条第三号に規定する事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者であつて、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

（利子補給金の支給に関する事項）

第十一條 利子補給金の支給については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一 利子補給金の支給の対象は、平成二十三年三月三十一日までに行われる貸付けであつて、前条第一号

及び第二号に掲げる者を対象とする設備資金等に係る特定資金の貸付けとする。

二 利子補給金の利子補給率は、年〇・五パーセントとする。

三 利子補給金の支給期間は、当該利子補給金の支給対象となる特定資金の貸付けの日から二年間とする。

(ツーステップ・ローンに関する事項)

第十二条 ツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の限度額は、社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものには適用されないものとする。

(損害担保取引に関する事項)

第十三条 損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一 第十条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付けと同条件の貸付け等に限るものとする。

二 第十条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融

機関から調達する資金を合計して七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

第四章 雜則

（実施状況に関する報告）

第十四条 指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

- 一 第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
 - イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
 - ロ 損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項
 - ハ 利子補給の対象となつた貸付けの総額、件数その他の事項
- 二 第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
 - イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
 - ロ 損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項

三 第三条第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ 保証の総額、件数その他の事項

ホ 損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ 利子補給の対象となつた貸付けの総額、件数その他の事項

四 第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五 第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ 短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

ロ 損害担保取引の対象となつた短期社債の取得の総額、件数その他の事項

六 第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ 損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項

七 第十条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ 損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ 利子補給の対象となつた貸付け等の総額、件数、その他の事項

(共通事項)

第十五条 危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

(改定)

第十六条 主務大臣は、第一条第一号に掲げる事案に係る危機対応業務については、国際的な金融秩序の混乱の収束の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。